

第144回 定時株主総会 招集ご通知



株主の皆様へ

新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、同封の議決権行使書、またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。その他の株主総会開催上の注意事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

また、株主総会ご出席の皆様へのお土産の配布はございません。



代表取締役会長
金川千尋



代表取締役社長
青藤 恭彦

株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申しあげ、ご快癒をお祈りいたします。

さて、第144回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。
当連結会計年度の業績は、後ほどご報告申し上げますとおり、コロナ禍の影響を受け、減収、減益となりました。しかしながら、当社は株主還元を重視しておりますことから、期末配当金につきましては、前期に比べ30円増配の1株につき140円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、1株につき250円となり、6期連続の増配となります。

当社は、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正に企業活動を行い、素材と技術によって他の追随できない価値を社会と産業のために生み出すことにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

目次

■ 招集ご通知	—————	P2	■ 株主総会参考書類		
■ 添付書類			第1号議案	剰余金の配当の件	————— P49
事業報告	—————	P5	第2号議案	定款一部変更の件	————— P50
連結計算書類	—————	P37	第3号議案	取締役5名選任の件	————— P51
計算書類	—————	P40	第4号議案	監査役1名選任の件	————— P56
監査報告	—————	P43	第5号議案	取締役の報酬等の額改定の件	————— P58
(注) 5ページから13ページに掲載されている写真、グラフ及び図は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。			第6号議案	取締役に対するストックオプションの報酬等の額及び内容改定の件	————— P59
			第7号議案	従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件	————— P61

第144回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第144回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年6月28日（月曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

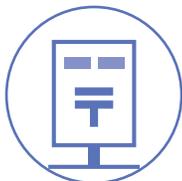
記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月29日（火曜日）午前10時 （受付開始予定時刻：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
大手町プレイス イーストタワー 2階
大手町プレイスカンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | <ol style="list-style-type: none"> 第144期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第144期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件
第6号議案 取締役に対するストックオプションの報酬等の額及び内容改定の件
第7号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件
以上 |

- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinetsu.co.jp/jp/>）に掲載しております。従って、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinetsu.co.jp/jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

書面またはインターネットによりご行使いただける場合



書面によるご行使

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように、ご返送ください。



インターネットによるご行使

詳細につきましては次ページをご覧ください。▶

行使期限 2021年6月28日（月曜日）午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

 議決権行使ウェブサイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

株主総会にご出席される場合



株主総会日時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。株主総会当日は、資源節約のため、本「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

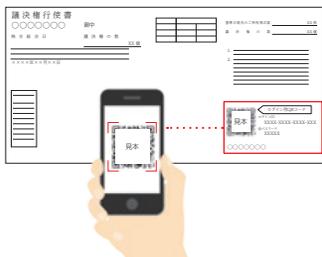
- ①書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



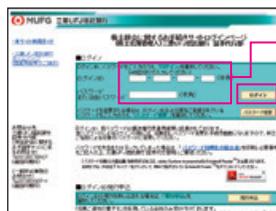
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

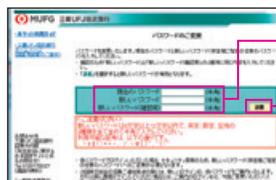
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

1. 企業集団の現況に関する事項

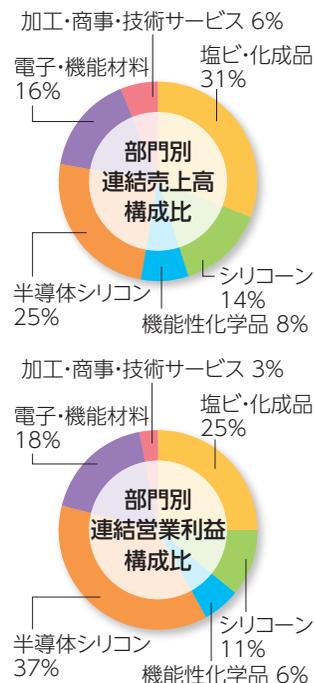
(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、4～6月期で世界的な経済活動制限に起因する落ち込みを経験したのち、地域や業種によって差がありながらも需要の回復が見られ、10～12月期は主要な事業分野で需要と市況の復調が進みました。その後も引き続き、需要と市況が総じて改善しました。3月には、米国政府が1.9兆ドル（約200兆円）規模の経済対策法を成立させ、また、米連邦準備制度理事会が完全雇用に向けて金融緩和を継続することを確認しました。その一方で、中国政府が5か年計画を更新して、経済成長のため柔軟に策を講ずるとしました。

当社グループは、従業員の健康と安全を最優先に、高操業の維持と安定供給の確保、債権保全などの事業要件に注力し、顧客との意思疎通を保ち、顧客にとって価値ある製品の開発を推進し、揺るぎない品質の製品を安定的に供給しました。また、決定した投資案件は計画に沿って実行してまいりました。

当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、前期に比べ3.0%（466億1千9百万円）減少し、1兆4,969億6百万円となりました。営業利益は、前期に比べ3.4%（138億2千8百万円）減少し、3,922億1千3百万円となり、経常利益も、前期に比べ3.1%（131億4千1百万円）減少し、4,051億1百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ6.5%（202億9千5百万円）減少し、2,937億3千2百万円となりました。

以下、部門別に事業の概況をご報告いたします。



売上高



営業利益



経常利益



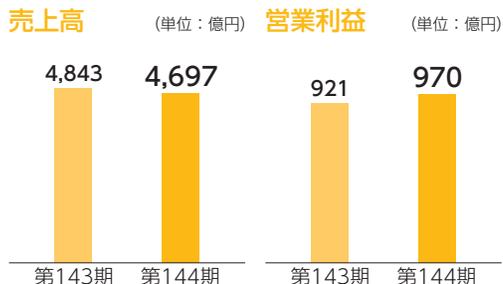
親会社株主に帰属する当期純利益



塩ビ・化成品部門



白い粉末状の塩化ビニル樹脂



当部門の売上高は、前期に比べ3.0%（145億5千9百万円）減少し、4,697億6千3百万円となりましたが、営業利益は、前期に比べ5.3%（48億6千4百万円）増加し、970億5千1百万円となりました。

塩ビ・化成品は、米国のシンテック社において、フル操業を継続し、塩化ビニル、か性ソーダともに高水準の出荷を維持しました。同社は4～5月の経済活動制限による市況下落の影響を受けましたが、その後世界的に需給が引き締まり値上げを実施しました。欧州拠点及び国内拠点も販売数量の維持に努め、市況の改善を享受しました。

シリコン部門



電子機器、輸送機、化粧品など幅広い分野で使われるシリコンオイルとゴム



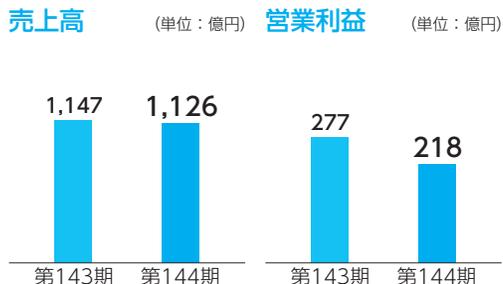
当部門の売上高は、前期に比べ8.2%（185億4千8百万円）減少し、2,083億2千4百万円となり、営業利益は、前期に比べ26.6%（163億7千8百万円）減少し、451億1千2百万円となりました。

シリコンは、汎用製品の価格下落に加え、化粧品向けや車載向けの需要鈍化の影響を受けましたが、秋口から顧客需要が復調し始めました。

機能性化学品部門



セルロース誘導体で作られたカプセルとコーティングされた錠剤



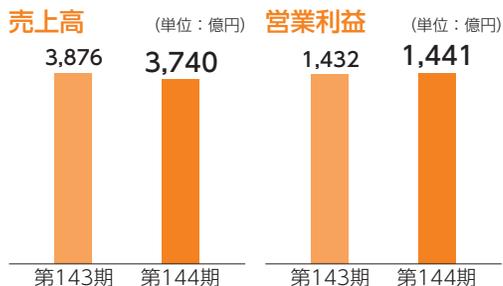
当部門の売上高は、前期に比べ1.9% (21億6千4百万円) 減少し、1,126億3千2百万円となり、営業利益は、前期に比べ21.3% (58億9千1百万円) 減少し、218億2千6百万円となりました。

セルロース誘導体は、医薬用製品は底堅く推移しましたが、建材用製品が振るいませんでした。フェロモン製品やポパール製品は出荷が低調に推移しました。

半導体シリコン部門



単結晶シリコンのインゴットと300mmシリコンウエハー



当部門の売上高は、前期に比べ3.5% (135億3千4百万円) 減少し、3,740億9千7百万円となりましたが、営業利益は、前期に比べ0.6% (8億2百万円) 増加し、1,441億円となりました。

半導体シリコンは、経済活動の再開に伴い、需要が増加しました。

電子・機能材料部門



角型、リング型、シリンダー型など各種希土類磁石



当部門の売上高は、前期に比べ4.3%（97億7千2百万円）増加し、2,348億8千3百万円となり、営業利益は、前期に比べ2.6%（17億5千8百万円）増加し、702億9千8百万円となりました。

希土類磁石は、第1四半期当初の経済活動制限により一時海外工場の稼働が影響を受けましたが、下期に入り、車載向けは強い回復を示し、ハードディスクドライブ向けも好調に推移しました。フォトレジスト製品は、ArFレジストやEUVレジストを中心に好調を持続しました。マスクブランクも先端、汎用用途ともに堅調に推移しました。光ファイバー用プリフォームは市況悪化の影響を受け厳しい状況が続きました。大型パネル用フォトマスク基板は需要鈍化の影響を受けました。

加工・商事・技術サービス部門



信越ポリマー(株)の半導体ウエハー容器



当部門の売上高は、前期に比べ7.2%（75億8千7百万円）減少し、972億4百万円となり、営業利益は、前期に比べ3.1%（4億6千5百万円）減少し、143億5千9百万円となりました。

信越ポリマー(株)の半導体ウエハー容器の出荷は堅調でしたが、自動車用入力デバイスが自動車市況悪化の影響を受けました。

(2) 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度中の投資金額は、2,288億1百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備

- エチレン製造工場の新設（シンテック社）
- マスクブランク製造設備の増強（当社武生工場）
- 光ファイバー用プリフォーム製造設備の増強（信越（江蘇）光棒有限公司）

当連結会計年度末現在建設中の主な設備

- 塩化ビニル一貫製造工場の新設（シンテック社）
- シリコン製造設備の増強（当社群馬事業所、
アジアシリコンズモノマー社など）
- フォトレジスト製造設備の増強（信越電子材料股份有限公司、
当社直江津工場）
- 5G向け熱硬化性低誘電樹脂製造設備の新設（当社直江津工場）

なお、当連結会計年度の投資資金は主に自己資金によってまかなっております。

(3) 対処すべき課題

① 経営の基本方針及び中長期的な経営戦略

当社の目指すところは、素材と技術によって他の追随できない価値を社会と産業のために生み出し、株主の皆様のご期待にお応えしていくことです。そのために、世界最高水準の技術や品質の追求とともに生産性の向上に絶え間なく努めながら、世界中の顧客に安定的に製品供給を行い、経済情勢や市況の変化に迅速かつ確に対応できる経営を進めております。同時に、顧客や産業の課題解決に資する製品を数多く開発していきます。

人間社会の持続的な発展とその質の向上を、環境負荷を抑えつつ実現する必要性の高まる今日、効率を極めることが必須です。そのために当社が担い、果たせる役割は大きいと信じています。当社の多くの製品がこうした目的に資するように、そして当社製品が用いられれば用いられるほど産業と人々の暮らしに貢献できるというように取り組み、世界の産業と人々の生活を支えるエッセンシャルサプライヤー（社会に必要不可欠な製品提供者）としての役割を果たしていきます。

また、半導体デバイスが戦略物資と見なされるようになり、当社は技術と供給の両面において、適切な対応を図ります。近年、主要国が温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、いわゆるカーボンニュートラル（気候中立）の達成に向けて動き出しました。当社の事業には総じて、それ自体が温室効果ガス排出量の削減に役立つものが揃っています。それを拡充し、かつ時代の要請に適合すべく取り組んでいきます。加えて、温室効果ガス排出量の削減に役立つ技術の導入も実施してまいります。

② 対処すべき課題

前記(1)「事業の経過及びその成果」で触れましたように、当社の事業分野では需要が総じて回復してきており、また主要国の打ち出したあるいは打ち出そうとする経済

対策が、世界経済に功を奏すると期待されています。その一方で、インフレーションの上振れの兆候があり、サプライチェーン（供給網）が乱れる現象が表れました。新型コロナウイルスの感染状況も、ワクチン接種が進むものの、感染の揺り戻しが起きており、予断を許しません。局所的な地政学的リスクに加え、米中間で顕在化しつつある対立に注意を払わねばなりません。気象の大きな振れも懸念材料です。

こうしたことに対する耐性を備えつつ、前記①「経営の基本方針及び中長期的な経営戦略」並びに前段で述べたところに沿って、継続的に業績の伸長を図っていきます。感染の収束にはまだ時間がかかるでしょうし、感染が収束した後、生活の仕方や経済活動が元に戻る部分と戻らない部分から成ることでしょう。当社は、そのことを新たな成長の機会と捉えます。いわゆるデジタルトランスフォーメーションの目的とするところは、経済の「脱物質化」と捉え、そこに貢献していきます。カーボンニュートラルを実現するための方策として、施行されるであろう炭素税に対する対策と準備を進めます。グローバル化の見直しや変容、米中対立に起因する世界経済のデカップリング（切り離し）が起こり得る情勢下で、それが如何に展開しようと、エッセンシャルサプライヤーとして重要な役割を継続して果たすべく、機動的に取り組んでまいります。

セグメントごとに見ますと、次のとおりです。

塩化ビニル事業では、米国のシンテック社で、塩化ビニル樹脂の新工場を予定通り立ち上げ、需要の伸びに応えます。第2期の工事を着実に遂行し、その一方で後続の計画を検討します。

シリコン事業では、最終製品の生産能力増強を進め、全世界の顧客への供給体制と品揃えの拡充に取り組んでいます。顧客の課題解決に貢献する製品と用途の開発をより一層推し進めます。

機能性化学品事業では、セルロース事業で、日米欧の3拠点から多様な製品群の安定供給を図ります。これまで注力してきました製剤用や産業用に加え、食品用でも需要の広がりに応えていきます。フェロモン製品も適用品種を増やして、農産物の収穫向上や森林保護に貢献していきます。ポパール他の新規用途においても拡販を推進します。

半導体シリコン事業では、半導体デバイス市場の短期的な変動はあるものの、長期に亘る成長は確実ゆえ、微細化やその他の要件を支える高品質なシリコンウエハーの安定供給継続のため、適切な手立てを施し、今後とも投資効率を踏まえて顧客需要に応えてまいります。

電子・機能材料事業では、希土類磁石事業で、日本とベトナムの2拠点での原料の精製から最終製品までの一貫生産体制を活かし、原料対策を入念に施すとともに、欧米で開始された供給に係る安全保障検討に対応してまいります。半導体デバイスパッケージ材料、新種の基板材料や5G対応材料の上市を推し進めます。光ファイバー用プリフォームは、主要国で始まるインフラ投資に由来する需要を取り込みます。合成石英基板では、高品質とサイズ対応の迅速さで需要に応えていきます。フォトレジストでは、引き続き先端品の開発と安定供給を中心に据え、マスクブランクス先端品でも基板からの一貫生産体制で需要に応えてまいります。

【ご参考】環境・社会・ガバナンス（ESG）への取り組み

当社は、「遵法に徹して公正に企業活動を行い、素材と技術によって他の追従できない価値を社会と産業のために生み出す」という企業規範のもと、ESGの推進に取り組んでいます。

ESGの推進体制

当社グループの社会的責任は、企業規範を実践し、株主・投資家、顧客、取引先、地域社会、従業員といった関連する皆様（ステークホルダー）に貢献することと考えています。

その実現のためには、企業が成長するために欠かせないESGに関する課題に取り組むことが重要であると認識し、基本方針と各種社内規程を定め、活動を進めています。また、社長を委員長とするESG推進委員会を組織し、企業活動のあらゆる面においてESG活動を全社的に推進しています。

ESGの基本方針

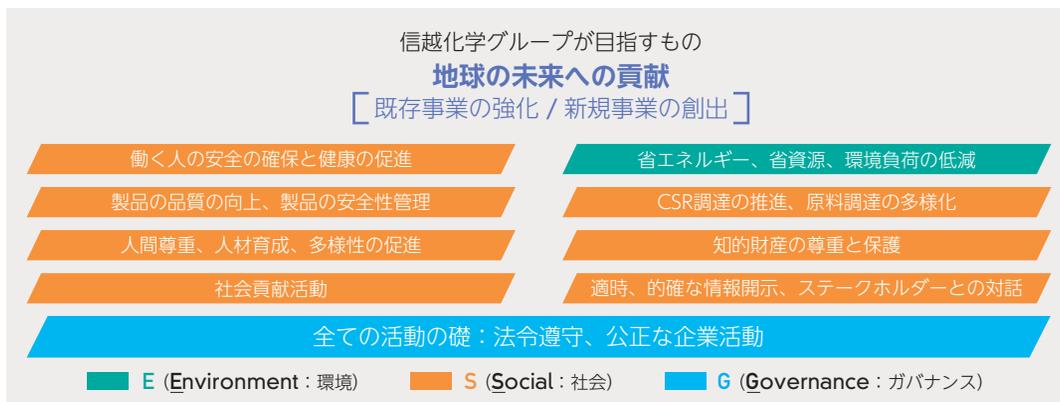
当社グループは、

1. 持続的な成長により企業価値を高め、多面的な社会貢献を行います。
2. 安全を常に最優先とする企業活動を行います。
3. 省エネルギー、省資源、環境負荷低減に絶えず取り組み、地球環境との調和を図ります。
4. 最先端の技術と製品を通じ、地球温暖化の防止と生物多様性の保全に取り組みます。
5. 人権の尊重と雇用における機会の均等を図り、働く人の自己実現を支援していきます。
6. 適時そして的確な情報開示を行います。
7. 倫理に基づいた健全で信頼される、透明性ある企業活動を行います。

重要課題（マテリアリティ）の特定

当社グループにとっての重要課題を抽出したうえで審議を行い、「法令遵守」と「公正な企業活動」を全ての活動の礎として、特に注力すべき課題を「重要課題」として定めています。

当社グループは、これらの重要課題には順序を付けず、等しく取り組んでいます。



気候変動への対応

昨今、主要国では温室効果ガスの削減目標が設定され、カーボンニュートラルの実現に向けて動き始めています。当社グループの事業には総じて、それ自体が温室効果ガス排出量の削減に役立つものが揃っています。当社グループは時代の要請に適合すべく、環境負荷を抑えながら社会と生活の発展を目指します。そのために、当社の製品と技術により効率を極めていきます。

国連「持続可能な開発目標 (SDGs)」の達成に貢献する取り組み

当社では、国連が掲げる「持続可能な開発目標 (SDGs)」に貢献することを経営目標に定め、SDGsの解決に資する素材を提供することに取り組んでいます。当社グループの主力製品は塩化ビニル樹脂、半導体シリコン、シリコン、セルロース誘導体、レア・アースマグネットなどがあります。これらの製品は、気候変動への対応や生態系や生物多様性の保全、健康的な生活の促進など、地球の自然環境と人類の未来に貢献しています。

今後も当社グループがSDGsの達成にさらに貢献できるよう、既存の製品の応用や新たな製品の開発に取り組んでいきます。



なお、上記の気候変動への対応、当社グループの製品のSDGs達成への貢献例等、環境・社会・ガバナンス (ESG) への取り組みの詳しい情報につきましては、当社ウェブサイトのサステナビリティサイトをご覧ください。

<https://www.shinetsu.co.jp/jp/sustainability/>

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期	第141期 2017年度	第142期 2018年度	第143期 2019年度	第144期 2020年度
売 上 高 (百万円)		1,441,432	1,594,036	1,543,525	1,496,906
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		266,235	309,125	314,027	293,732
1株当たり当期純利益(円)		624.28	725.99	755.17	706.76
純 資 産 (百万円)		2,413,025	2,532,556	2,723,141	2,886,625
総 資 産 (百万円)		2,903,137	3,038,717	3,230,485	3,380,615

(注) 1. 第143期は、一部の製品が市況の影響を受けたことにより減収となりました。

2. 第144期は、コロナ禍の影響を受け、減収、減益となりました。

売上高 (単位：百万円)



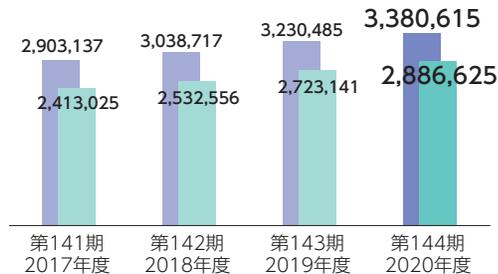
親会社株主に帰属する 当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産・純資産 (単位：百万円)



(5) 重要な子会社等の状況 (2021年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
SHINTECH INC. (米国)	18.75US\$	100.0	塩化ビニルの製造・販売
信越半導体株式会社	10,000百万円	100.0	半導体シリコンの製造・販売
Shin-Etsu Handotai America, Inc. (米国)	150百万US\$	100.0 (100.0)	半導体シリコンの製造・販売
Shin-Etsu PVC B. V. (オランダ)	18千EUR	100.0 (100.0)	塩化ビニルの製造・販売
信越エンジニアリング株式会社	200百万円	100.0	各種プラント等の設計・建設
S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd. (マレーシア)	188百万RM	100.0 (100.0)	半導体シリコンの加工・販売
台湾信越半導体股份有限公司(台湾)	1,500百万NT\$	70.0 (70.0)	半導体シリコンの加工・販売
信越ポリマー株式会社	11,635百万円	53.3 (0.1)	合成樹脂製品等の製造・販売
SE Tylose GmbH & Co. KG (ドイツ)	500千EUR	100.0 (100.0)	セルロース誘導体の製造・販売
信越アステック株式会社	495百万円	99.6 (1.8)	化学製品等の販売及び建築の請負
Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited (タイ)	6,325百万THB	100.0	シリコン製品の製造・販売
SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED (英国)	73百万£Stg.	100.0 (100.0)	半導体シリコンの加工・販売
Asia Silicones Monomer Limited (タイ)	3,393百万THB	100.0 (100.0)	シリコンモノマーの製造
日本酢ビ・ポバール株式会社	2,000百万円	100.0	酢酸ビニルモノマー及びポバールの製造・販売

(注) 1. 出資比率欄の()内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当連結会計年度において、重要な子会社の範囲を見直し、SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITEDを追加し、SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD.、長野電子工業株式会社の2社を除外しました。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
三益半導体工業株式会社	18,824百万円	43.9 (1.1)	半導体シリコンの加工及び精密機器の販売
信越石英株式会社	1,000百万円	50.0	石英ガラス製品の製造・販売

(注) 出資比率欄の()内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

③ 企業結合の成果

前記の重要な子会社及び関連会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は97社、持分法適用会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は、1兆4,969億6百万円（前期比3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、2,937億3千2百万円（前期比6.5%減）となりました。

(6) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

下記製品の製造及び販売等

塩ビ・化成品部門	塩化ビニル、か性ソーダ、メタノール、クロロメタン
シリコン部門	シリコン
機能性化学品部門	セルロース誘導体、金属珪素、ポパール、合成性フェロモン、塩ビ・酢ビ共重合樹脂
半導体シリコン部門	半導体シリコン
電子・機能材料部門	希土類磁石、半導体用封止材、LED用パッケージ材料、フォトレジスト、マスクブランクス、合成石英製品、液状フッ素エラストマー、ペリクル
加工・商事・技術サービス部門	樹脂加工製品、技術・プラント輸出、商品の輸出入、エンジニアリング

(7) 主要拠点 (2021年3月31日現在)

① 当 社

本 社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
営 業 所	大阪支店、名古屋支店、福岡支店
工 場	直江津工場（新潟県）、武生工場（福井県）、群馬事業所〔磯部工場、松井田工場〕、鹿島工場（茨城県）
研 究 所	シリコン電子材料技術研究所、精密機能材料研究所（以上群馬県）、塩ビ・高分子材料研究所（茨城県）、合成技術研究所、新機能材料技術研究所（以上新潟県）、磁性材料研究所（福井県）

② 子会社

国 内	信越半導体株式会社、信越エンジニアリング株式会社、信越ポリマー株式会社、信越アステック株式会社（以上東京都）、日本酢ビ・ポパール株式会社（大阪府）
海 外	SHINTECH INC.、Shin-Etsu Handotai America, Inc.（以上米国）、Shin-Etsu PVC B. V.（オランダ）、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.（マレーシア）、台湾信越半導体股份有限公司（台湾）、SE Tylose GmbH & Co. KG（ドイツ）、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、Asia Silicones Monomer Limited（以上タイ）、SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED（英国）

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前期末比
	名	名
塩ビ・化成品部門	1,495	+51
シリコン部門	2,609	-10
機能性化学品部門	1,478	+28
半導体シリコン部門	4,746	-31
電子・機能材料部門	6,057	+724
加工・商事・技術サービス部門	7,684	+524
合計	24,069	+1,286

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
3,238	+98	42.2	20.2

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	10,358
株式会社八十二銀行	7,752
日本生命保険相互会社	3,600
明治安田生命保険相互会社	2,300

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

(1) 株式数及び株主数

発行可能株式総数 1,720,000,000株

発行済株式の総数 416,662,793株

株主の総数 46,332名

(注) 発行済株式の総数には自己株式1,115,572株が含まれております。

(2) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	57,172	13.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	25,695	6.2
日本生命保険相互会社	21,933	5.3
JP MORGAN CHASE BANK 385632	17,973	4.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	12,018	2.9
株式会社八十二銀行	11,790	2.8
明治安田生命保険相互会社	10,687	2.6
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	8,532	2.1
GOVERNMENT OF NORWAY	8,227	2.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口7）	6,839	1.6

(注) 出資比率は自己株式（1,115,572株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権（ストックオプション）の状況（2021年3月31日現在）

① 新株予約権の概要

当社が発行している新株予約権（ストックオプション）の概要は、次のとおりです。

発行回次 （発行日）	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	1株当たり 発行価額	権利行使時 の1株当 り払込金額	権利行使期間	対象者
第12回新株予約権 （取締役用） （2017年9月21日）	60個	当社普通株式 6,000株	1,479円	10,000円	2018年9月22日 ～ 2022年3月31日	当社取締役 （社外取締 役を除く）
第12回新株予約権 （従業員用） （2017年9月21日）	215個	当社普通株式 21,500株	無償	10,000円	2018年9月22日 ～ 2022年3月31日	当社従業員
第13回新株予約権 （取締役用） （2018年9月5日）	763個	当社普通株式 76,300株	1,202円	10,721円	2019年9月6日 ～ 2023年3月31日	当社取締役 （社外取締 役を除く）
第13回新株予約権 （従業員用） （2018年9月5日）	1,371個	当社普通株式 137,100株	無償	10,721円	2019年9月6日 ～ 2023年3月31日	当社従業員
第14回新株予約権 （取締役用） （2019年9月30日）	1,800個	当社普通株式 180,000株	1,552円	11,906円	2020年10月1日 ～ 2024年3月31日	当社取締役 （社外取締 役を除く）
第14回新株予約権 （従業員用） （2019年9月30日）	2,859個	当社普通株式 285,900株	無償	11,906円	2020年10月1日 ～ 2024年3月31日	当社従業員
第15回新株予約権 （取締役用） （2020年9月2日）	1,070個	当社普通株式 107,000株	2,004円	13,123円	2021年9月3日 ～ 2025年3月31日	当社取締役 （社外取締 役を除く）
第15回新株予約権 （従業員用） （2020年9月2日）	2,320個	当社普通株式 232,000株	無償	13,123円	2021年9月3日 ～ 2025年3月31日	当社従業員

（注）各新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。

2. 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記1. に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。
3. その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況

前記①「新株予約権の概要」に記載された新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況は、次のとおりです。

区 分	発 行 回 次	新 株 予 約 権 の 数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	第12回新株予約権	60個	1名
	第13回新株予約権	840個	8名
	第14回新株予約権	1,965個	14名
	第15回新株予約権	1,220個	16名
監 査 役	第13回新株予約権	13個	1名

(注) 1. 上記の取締役（社外取締役を除く）保有分の第13回から第15回までの新株予約権には、使用人兼務取締役に対して使用人分として付与された新株予約権が含まれております。

2. 上記の監査役保有分の新株予約権は、監査役就任前に当社取締役として付与された新株予約権であります。

(2) 当事業年度中に従業員に対し交付した新株予約権（ストックオプション）の状況

2020年8月18日の取締役会決議に基づき、2020年9月2日付で、従業員100名に対して以下のとおり、ストックオプションとして第15回新株予約権（従業員用）を発行いたしました。

- ① 交付した新株予約権の数
2,170個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 217,000株（新株予約権1個につき当社普通株式100株）
- ③ 発行価額
無償
- ④ 権利行使時の1株当たり払込金額
13,123円
- ⑤ 権利行使期間
2021年9月3日から2025年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の権利行使の条件
前記(1)①「新株予約権の概要」の（注）に記載のとおりです。

(注) 上記には、使用人兼務取締役に対して使用人分として付与された新株予約権は含まれておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
代表取締役会長	金 川 千 尋	SHINTECH INC. 取締役会長
代表取締役副会長	秋 谷 文 男	半導体事業・技術関係担当、 信越半導体(株)代表取締役社長
代表取締役社長	斉 藤 恭 彦	SHINTECH INC. 取締役社長、 Shin-Etsu Handotai America, Inc. 取締役社長
専務取締役	上 野 進	新規製品関係担当、シリコン事業本部長
専務取締役	轟 正 彦	半導体事業部業務部長、信越半導体(株)専務取締役
常務取締役	秋 本 俊 哉	秘書室・広報・法務・資材関係担当、 デジタル推進室長
常務取締役	荒 井 文 男	有機合成事業部長、Shin-Etsu PVC B. V. 取締役社長、 SE Tylose GmbH & Co. KG 取締役社長
常務取締役	松 井 幸 博	特許関係担当、電子材料事業本部長
常務取締役	宮 島 正 紀	精密材料事業関係担当、塩ビ事業本部長
常務取締役	池 上 健 司	総務・人事・業務監査関係担当
取締役相談役	森 俊 三	
※1 取 締 役	Frank Peter Popoff (フランク・ピーター・ポポフ)	
※1 取 締 役	宮 崎 毅	三菱倉庫(株)相談役
※1 取 締 役	福 井 俊 彦	一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長、 キックコマン(株)社外取締役
※1 取 締 役	小宮山 宏	(株)三菱総合研究所理事長
※1 取 締 役	中 村 邦 晴	住友商事(株)取締役会長、日本電気(株)社外取締役
取 締 役	笠 原 俊 幸	社長室関係担当、経理部長
取 締 役	丸 山 和 政	新機能材料事業部長
取 締 役	塩 原 利 夫	研究開発関係担当、 電子材料事業本部副本部長 (有機材料関係担当)
取 締 役	高 橋 義 光	環境保安関係担当、企業開発部長
取 締 役	安 岡 快	国際事業本部長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
常勤監査役	岡 本 博 明	
常勤監査役	小根澤 英 徳	
※2 監 査 役	福 井 琢	弁護士、柏木総合法律事務所マネージングパートナー、慶應義塾大学大学院法務研究科教授、ヤマハ(株)社外取締役
※2 監 査 役	小 坂 義 人	公認会計士・税理士、飛悠税理士法人代表社員
※2 監 査 役	永 野 紀 吉	レック(株)社外取締役

- (注) 1. ※1印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. ※2印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外役員の他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、次のとおりであります。取締役福井俊彦氏が所属する一般財団法人キャノングローバル戦略研究所と当社との間に特別の関係はありません。取締役小宮山 宏氏が所属する(株)三菱総合研究所と当社との間に特別の関係はありません。監査役福井 琢氏が所属する柏木総合法律事務所と当社との間に特別の関係はありません。監査役小坂義人氏が所属する飛悠税理士法人と当社との間に特別の関係はありません。
4. 社外役員の他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、次のとおりであります。取締役福井俊彦氏は、キッコーマン(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。取締役中村邦晴氏は、日本電気(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。監査役福井 琢氏は、ヤマハ(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。監査役永野紀吉氏は、レック(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。
5. 監査役小坂義人氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。
7. 石原俊信氏は、2020年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任いたしました。
8. 取締役Frank Peter Popoff、宮崎 毅、福井俊彦、小宮山 宏、中村邦晴の5氏及び監査役福井琢、小坂義人、永野紀吉の3氏につきましては、(株)東京証券取引所等に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員個人の報酬等の内容についての決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において上記方針につき決議しています(会社法第361条第7項等)。当該決議に際しては、役員報酬委員会の承認を得ています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法が当該方針と整合していること、及び決定された報酬等が役員報酬委員会における審査、評価を踏まえ答申されたものであることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しています。

役員個人の報酬等の内容についての決定に関する方針は次のとおりです。

イ. 基本方針

取締役の報酬は、中長期的な企業価値の向上に資する報酬体系とし、役員報酬委員会の審査、評価を踏まえ、その答申に基づき取締役会で決定する。その内容は、役職、職責等に応じた「固定報酬」と、企業価値向上のためのインセンティブとして年次業績を勘案した「業績連動報酬」のほか、職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高め、株主価値向上に資するインセンティブ(株価連動報酬)としての「ストックオプション」である。

一方、監査役報酬は、監査役協議で決定する。その内容は、監査役としての職責に応じた「固定報酬」である。

なお、社外取締役及び監査役は、経営に対する監督・牽制機能が期待されることから、「業績連動報酬」の支給及び「ストックオプション」の付与は行わない。

ロ. 取締役に対する固定報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等

固定報酬は、取締役会からの諮問に基づき、役員報酬委員会が報酬水準の設定について定期的に審議を行うほか、役職、職責等に応じた当該事業年度における個人別の固定報酬の額等に係る審査、評価を行い、取締役会に対し答申する。取締役会は、個人別の固定報酬の額の決定は役員報酬委員会の答申通りを行うことを条件に、取締役会議長(代表取締役会長 金川千尋、以下同じ。)に委任する旨、決定する。

なお、固定報酬は月例報酬として月毎に支払う。

ハ. 取締役に対する業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針等

業績連動報酬に係る指標は、当社の年次毎の連結経常利益とする。その理由は、当

社の目標とする経営指標が、年次毎の増収、増益であり、毎日、毎月、そして毎年の経営を着実にいき、売上、収益を成長させていくことに注力しているためである。一方で、当社の事業については、市況の影響を受ける場合があるため、同業他社の業績との比較による評価も行うこととする。

業績連動報酬は、取締役会からの諮問に基づき、役員報酬委員会が報酬水準の設定と業績連動報酬の比率、業績連動の仕組み等について定期的に審議を行うほか、当該事業年度の連結経常利益の前期との増減の比率を基礎に、同業他社の業績を考慮し、業績連動報酬の総額と個人別の配分額に係る審査、評価を行い、取締役会に対し答申する。取締役会は、個人別の配分額の決定は役員報酬委員会の答申通りを行うことを条件に、取締役会議長に委任する旨、決定する。

なお、業績連動報酬は賞与として定時株主総会終結後に支給する。

二. 取締役に対する非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針等

非金銭報酬等として、取締役会決議に基づきストックオプションとして発行する新株予約権を付与する。役員報酬委員会は、取締役会からの諮問に基づき、ストックオプションの付与対象者への割当数等に係る審査、評価を行い、取締役会に対し答申する。

非金銭報酬としてのストックオプションの額の算定方法は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、役員報酬委員会の答申に基づき割り当てる新株予約権の総数を乗じたものとする。

なお、ストックオプションを付与する時期は、取締役会決議により決定する。

ホ. 取締役の個人別報酬における各種類（業績連動報酬・非金銭報酬、その他）の比率の決定に関する方針

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及びストックオプションにより構成される。その支給割合は、上記イ. 基本方針のとおり、企業価値及び株主価値向上のインセンティブとして有効に機能するよう、役員報酬委員会において適切に審議するものとする。

ヘ. 監査役に対する報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は監査役が有する。監査役は、役員報酬委員会の審議内容を踏まえ、監査役の協議により決定する。

役員報酬委員会における手続きは、監査役の報酬総額及び職責に応じた額に関する審議を行う。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2008年6月27日開催の第131回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額25億円以内（うち社外取締役分は2億円以内）、監査役の報酬等の額を年額1億5千万円以内とし、これらの金額の範囲内において当該事業年度に係る職務執行の対価としての月例報酬と賞与を支給する決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役は20名（うち社外取締役4名）、監査役は5名であります。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分は含まれません。

また、上記とは別枠で、2006年6月29日開催の第129回定時株主総会において、取締役に対して、年額9億円の範囲内でストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額の設定及び内容を決議しております。発行する新株予約権の内容として、総数は8,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に発行する上限とし、目的である株式の種類及び数として、当社普通株式800,000株を新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限としております。当該株主総会終結時点の取締役は18名であります。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分は含まれません。

（ご参考）

当社は、2021年5月25日開催の取締役会において、上記の「取締役の報酬等の額」及び「取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額及び内容」を変更する議案を、2021年6月29日開催予定の第144回定時株主総会に上程することを決議いたしました。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役会の決議に基づき、取締役会議長である代表取締役会長 金川千尋に取締役の個人別の報酬額の決定を委任しております。これは、役員報酬委員会での審議に基づき答申された取締役の個人別の報酬を決定する者として、取締役会議長である代表取締役会長が適切であるためであります。なお、権限の内容及び権限が適切に行使されるようにするための措置は、前記①「役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」の「ロ. 取締役に対する固定報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針等」及び「ハ. 取締役に対する業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額		報酬等の種類別の額					
			固 定 報 酬		業 績 連 動 報 酬 等		非 金 銭 報 酬 等	
	総 額	支給人員	総 額	支給人員	総 額	支給人員	総 額	支給人員
	百万円	名	百万円	名	百万円	名	百万円	名
取 締 役	1,978	22	1,199	22	565	16	214	16
監 査 役	74	5	74	5	—	—	—	—
合 計 (うち社外役員)	2,053 (165)	27 (8)	1,273 (165)	27 (8)	565 (—)	16 (—)	214 (—)	16 (—)

- (注) 1. 「報酬等の総額」及び「固定報酬」には、2020年6月26日開催の第143回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 業績連動報酬等には、当事業年度に係る賞与引当額を記載しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容及び当該業績指標を選定した理由は、前記①「役員個人の報酬等の内容についての決定に関する方針等」に記載のとおりです。また、業績連動報酬等の額の算定方法は、前記①「役員個人の報酬等の内容についての決定に関する方針等」に記載のとおりです。なお、業績指標である連結経常利益の実績は、前記1.「企業集団の現況に関する事項」に記載のとおりです。
3. 非金銭報酬等として、2020年8月18日開催の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役に対しストックオプションとしての新株予約権を付与いたしました。当該新株予約権（ストックオプション）の内容は、前記3.「会社の新株予約権に関する事項」に記載のとおりです。
4. 取締役への固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等には、使用人兼務取締役に対する使用人分は含まれておりません。
5. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が、当社子会社から同社の役員として受けた報酬等の総額は43百万円であります。また、社外役員が、当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等につきましては、該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度中の取締役会等での主な活動状況

業務執行に係る当社の主な審議及び決定機関としては、法定の取締役会のほか、常務委員会があり、原則として、いずれも毎月1回開催（当事業年度の取締役会は合計13回開催）されております。当社社外役員は、これらの会議に出席するなどの方法により、以下のとおりの活動を行いました。

イ. 社外取締役の活動状況

氏名	主な活動状況
Frank Peter Popoff (フランク・ピーター・ポポフ)	<p>同氏は、当事業年度中に開催された13回の取締役会のうち、12回出席しました（出席率92%）。</p> <p>当社では、社外役員に取締役会の審議事項に関する説明を行い、意見を事前に聴取することや議事録を全て英訳して送付することなどにより、社外役員の業務執行に係る検討及び決定への関与を図っております。</p> <p>また、当社は、米国、アジア、欧州など世界各地に事業拠点を設け、海外における事業展開を強力に推進してまいりました。同氏は、グローバル企業としての長い歴史を有する米国旧ダウ・ケミカル社においてCEOを務めた経営経験を活かし、当社が世界で事業を拡大し企業価値を高めていくうえで、極めて重要な意見と助言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。</p> <p>さらに、同氏は、役員報酬委員会の委員長を務めておりますが、これまでの在任中には、役員退職慰労金の廃止をはじめとする役員報酬体系の重要な改定を実施するなど、役員報酬制度の見地から適切なコーポレートガバナンスの構築に努め、同氏に期待される役割を適切に果たしました。</p>
宮崎 毅	<p>同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、常務委員会に出席し、グローバルな物流企業である三菱倉庫(株)での経営経験を活かし、企業経営者としての豊富な経験と卓越した知見に基づき、リスク管理やESG等に関する有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。</p>
福井 俊彦	<p>同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、常務委員会に出席し、元日本銀行総裁としての世界の金融及び経済に関する卓越した知見と豊富な経験を活かし、グローバル経済におけるリスク等に関する有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。</p>

氏名	主な活動状況
小宮山 宏	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、常務委員会に出席しました。東京大学総長等を歴任した同氏は、化学工学、地球環境、資源及びエネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かし、再生可能エネルギーの活用などESG等に関する有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。
中村 邦 晴	同氏は、就任後、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、常務委員会に出席しました。総合商社である住友商事(株)での経営経験を活かし、幅広い分野の国際ビジネスにおける卓越した知見と豊富な経験に基づき、グループ経営等に関する有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行うなど、同氏に期待される役割を適切に果たしました。

□. 社外監査役の活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
福 井 琢	同氏は、取締役会（出席率92%）及び監査役会（出席率100%）に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において法律に関する専門的見地からの発言を行いました。また、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、当社の事業所及び子会社の調査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
小 坂 義 人	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において財務及び会計に関する専門的見地からの発言を行いました。また、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、当社の事業所及び子会社の調査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
永 野 紀 吉	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において旧(株)ジャスダック証券取引所での経営経験に基づく幅広い見地からの発言を行いました。また、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、当社の事業所及び子会社の調査等を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

- ② 当社又は当社の主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
135百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
181百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬等の額の変更の必要性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等の対価を支払っております。

(5) 当社の会計監査人以外の監査法人による当社子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、信越半導体(株)、Shin-Etsu PVC B. V.、信越エンジニアリング(株)、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.、台湾信越半導体股份有限公司、信越ポリマー(株)、SE Tylose GmbH & Co. KG、信越アステック(株)、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、SHIN-ETSU HANDOTAI EUROPE LIMITED、Asia Silicones Monomer Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。以上による場合のほか、当社都合又は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関し、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「遵法に徹して公正に企業活動を行い、素材と技術によって他の追随できない価値を社会と産業のために生み出す」という企業規範のもと、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ（当社及び当社子会社をいう。以下同じ）は、遵法に徹して公正に企業活動を行うことを企業規範として掲げる。

当社は、当社グループのコンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役及び使用人は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、内部監査部門並びに個々の監査内容に関係する部門が内部監査を実施する。

当社は、法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づき当社グループの役職員等を対象としたコンプライアンス相談・通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。

当社は、会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、業務分掌及びグループ会社運営規程その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担等により、また、関連会社会議及び関連会社社長会（以下、グループ会社会議という）の開催により、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

また、当社の取締役の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、遵法に徹して公正に企業活動を行うことを企業規範として掲げる。

当社のグループ会社統括部門は、グループ会社運営規程に基づき、また、グループ会社会議において、子会社業務に係る重要事項の報告を求める。また、当社の内部監査部門並びに個々の監査内容に関係する部門は、必要に応じて子会社の内部監査部門等と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。

当社は、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなる監査役連絡会及びグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社常勤監査役は他の監査役（社外監査役を含む）とともに、グループ会社会議に出席するなどの方法により、情報収集を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役を補助する者として、社内規程に定める方法により、当社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。

監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い、監査役職務の補助業務を遂行する。

⑧ 監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告する。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
- ・ 経営、財務情報に係る重要事項
- ・ 内部監査の実施状況
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ コンプライアンス相談・通報制度の運用状況及び通報の内容

また、当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として人事評価その他において不利な取扱いを行わない。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、内部監査部門との定例報告会を開催するなど連携を図る。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、監査の実施のために必要な費用の前払又は支出した費用の償還等を請求した場合、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なものでないことを証明した場合を除き、適時適切に支払いを行う。

⑪ 反社会的勢力との関係遮断のための体制

当社グループは、反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。

この方針に基づき、対応統括部署を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との緊密な連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取組みを強力に推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社グループでは、法令を遵守した企業活動を行うため、企業規範や毎期の経営目標においても法令遵守を掲げ、その徹底に努めています。

企業活動に関係する法令の制定や改正のうち重要なものについては、法務部門が中心となり、社内に通達し、周知徹底を図りました。また、海外グループ会社において贈収賄防止規程を整備しました。さらに、業務活動の適法性、合理性の観点から、内部監査部門において年間の監査計画を立案の上、各部門の監査を実施し、その結果に

については、取締役及び監査役等への報告を行いました。

コンプライアンス研修については、社員研修において当社のコンプライアンスに対する考え方や他社事例を踏まえた講座を実施し、各部門の担当者に対しては安全保障輸出管理に関する講座を実施したほか、官庁等の外部機関の研修にもウェブ会議システム等を利用し適宜参加するなど、コンプライアンスへの意識の徹底を図りました。

また、サプライチェーンの取引先等との連携・共存共栄を進め、望ましい取引慣行を遵守するため、「パートナーシップ構築宣言」を作成、公表しました。

② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

当社は、「情報資産管理規程」に基づき整備された情報資産管理体制のもと、各部門に情報資産管理監査を実施し、重要文書を含む情報資産の保存及び管理状況の確認を行いました。また、外部の専門家による情報セキュリティ診断を受け、サイバー攻撃に対する多重の防御策を講じるなどの取組みを継続して行いました。さらに、新入社員に対して情報セキュリティに関わる研修を実施したほか、外部からの攻撃メールを想定した訓練をメール利用者全員に複数回実施することにより、サイバーセキュリティに対する意識を高めることに取り組みました。コロナ禍における在宅勤務に際しては、セキュリティを確保するためのIT環境を整え、実施しました。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント委員会（当事業年度は3回開催）が中心となり、リスク管理に関する横断的な活動を行い、リスク管理体制の構築、業務執行に伴って発生するリスクの発見と未然防止に取り組みました。

さらに、当社は、安全を最優先とする経営方針のもと、事故や災害等の防止を最重要課題とし、管理システムの充実、プロセスや作業に潜むリスク対策に取り組むため、当社及び主要子会社の工場において、定期的な環境保安監査を実施しました。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることに関する取組みの状況

当社では、業務執行を審議、決定する機関として取締役会と常務委員会があり、取締役会では、会社の基本方針の決定や会社法及び定款等で定められた重要な業務執行について審議、決定を行っております。当事業年度においては、取締役会を13回、常務委員会を12回開催し、いずれも社外取締役及び監査役が出席し、社外取締役からの助言を得て、さまざまな業務執行案件の審議や決定を行いました。

さらに、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸規程を整備しました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

当社は、「グループ会社運営規程」に基づき、当社グループの適正かつ効率的な運営を図るとともに、グループ会社会議を開催するほか、常務委員会においても主要なグループ会社の事業報告を行い、課題について議論し、その他経営に関する重要事項の報告を受けました。

内部監査部門は、必要に応じてグループ会社と協同して、業務活動の適法性、合理性の観点から各グループ会社の監査を実施し、その結果については、取締役及び監査役等に報告を行いました。

⑥ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、取締役会及び常務委員会などの重要な社内会議に出席するほか、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告、事業所及び子会社のウェブ方式による監査その他の調査等を通じて取締役の業務執行に対する監査を行いました。また、監査の実効性を高めるため、四半期毎に会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受け、意見交換を行うとともに、随時の情報交換や意見交換を行い、連携を図りました。さらに、定期的に内部監査部門から内部監査の状況に関する報告、説明を受け、意見交換を行い、連携を図りました。常勤監査役は稟議書などの書類を閲覧し、随時、内部監査部門から活動状況及び内部監査の結果等の報告を受け、必要に応じ助言及び要請を行うほか、グループ内の監査役の連携を強化するため、監査役連絡会及びグループ監査役連絡会において情報及び意見の交換を行いました。

事業報告における記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(3,380,615)	(負 債 の 部)	(493,990)
流 動 資 産	1,914,909	流 動 負 債	363,246
現金及び預金	866,882	支払手形及び買掛金	125,410
受取手形及び売掛金	343,896	短期借入金	11,768
有価証券	286,039	未払金	63,595
商品及び製品	157,401	未払費用	69,226
仕掛品	13,102	未払法人税等	48,049
原材料及び貯蔵品	194,528	賞与引当金	3,663
その他	59,085	役員賞与引当金	707
貸倒引当金	(-) 6,028	その他	40,825
固 定 資 産	1,465,706	固 定 負 債	130,743
有形固定資産	1,165,149	長期借入金	15,986
建物及び構築物	206,246	繰延税金負債	55,289
機械装置及び運搬具	559,992	退職給付に係る負債	41,456
土地	90,159	その他	18,011
建設仮勘定	290,901	(純 資 産 の 部)	(2,886,625)
その他	17,850	株 主 資 本	2,851,842
無形固定資産	8,922	資 本 金	119,419
投資その他の資産	291,635	資 本 剰 余 金	128,954
投資有価証券	150,573	利 益 剰 余 金	2,616,081
繰延税金資産	58,703	自 己 株 式	(-) 12,612
その他	84,538	その他の包括利益累計額	(-) 38,704
貸倒引当金	(-) 2,180	その他有価証券評価差額金	25,027
		繰延ヘッジ損益	(-) 2,703
		為替換算調整勘定	(-) 58,618
		退職給付に係る調整累計額	(-) 2,409
		新株予約権	2,014
		非支配株主持分	71,473
合 計	3,380,615	合 計	3,380,615

連 結 損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	1,496,906
売 上 原 価	953,203
売 上 総 利 益	543,702
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	151,489
営 業 利 益	392,213
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5,016
受 取 配 当 金	7,417
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	5,364
そ の 他	3,517
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	728
固 定 資 産 除 却 損	1,954
そ の 他	5,745
経 常 利 益	405,101
特 別 損 失	
災 害 に よ る 損 失	2,955
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	402,145
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税	105,356
法 人 税 等 調 整 額	(-) 2,387
当 期 純 利 益	299,177
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	5,444
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	293,732

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
2020年4月1日 残高	119,419	128,323	2,413,769	(-) 7,123		2,654,388
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			(-) 91,420		(-) 91,420	
親会社株主に帰属する 当期純利益			293,732			293,732
自己株式の取得				(-) 10,657	(-) 10,657	
自己株式の処分		627		5,167		5,795
その他の		3				3
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計	-	630	202,311	(-) 5,489		197,453
2021年3月31日 残高	119,419	128,954	2,616,081	(-) 12,612		2,851,842

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	合 計			
2020年4月1日 残高	10,296	(-) 2,799	(-) 8,187	(-) 1,387	(-) 2,078	1,904	68,927	2,723,141
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								(-) 91,420
親会社株主に帰属する 当期純利益								293,732
自己株式の取得								(-) 10,657
自己株式の処分								5,795
その他の								3
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	14,730	95	(-) 50,430	(-) 1,021	(-) 36,625	110	2,546	(-) 33,969
連結会計年度中の変動額合計	14,730	95	(-) 50,430	(-) 1,021	(-) 36,625	110	2,546	163,484
2021年3月31日 残高	25,027	(-) 2,703	(-) 58,618	(-) 2,409	(-) 38,704	2,014	71,473	2,886,625

(百万円未満は切捨表示)

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(1,199,772)	(負債の部)	(343,732)
流 動 資 産	722,437	流 動 負 債	326,658
現金及び預金	143,064	買掛金	135,361
受取手形	5,052	短期借入金	3,760
売掛金	241,334	短期借入金	6,140
有価証券	143,000	未払法人税等	27
商品・製品	40,872	未払費用	23,691
半製品	23,403	未払消費税	24,853
原材料・貯蔵品	73,763	前払費用	16,078
前渡金	1,052	前払消費税	595
短期貸付金	1,919	役員賞与引当金	112,121
未収入金	49,526	その他の引当金	573
その他の引当金	2,036	固定負債	3,455
固定資産	477,334	長期借入金	17,073
有形固定資産	198,132	長期借入金	5,000
建物	59,984	長期借入金	49
構築物	7,157	長期借入金	1,075
機械・装置	62,577	退職給付引当金	10,873
車両運搬具	83	退職給付引当金	71
工具器具備品	4,616	その他の引当金	3
土地	25,305		
リース資産	69	(純資産の部)	(856,040)
建設仮勘定	38,336	株 主 資 本	833,526
無形固定資産	995	資 本 剰 余 金	119,419
投資その他の資産	278,206	資 本 剰 余 金	121,399
投資有価証券	70,762	その他の資本剰余金	120,771
関係会社株	150,972	利益剰余金	627
出資	10	利益剰余金	605,320
関係会社出資	23,772	その他の利益剰余金	6,778
長期貸付金	10,429	特別償却準備金	146
長期前払費用	79	特定災害防止準備金	72
繰延税金資産	19,433	固定資産圧縮積立金	1,856
その他の引当金	2,756	研究費積立金	88
	(-) 10	配当平均積立金	15
合 計	1,199,772	土地圧縮積立金	20
		別途積立金	351,137
		繰越利益剰余金	245,204
		自己株	(-) 12,612
		評価・換算差額等	20,813
		その他有価証券評価差額	20,813
		新株予約権	1,699
		合 計	1,199,772

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科 目		金 額	
			百万円
売	上 高		829,065
売	上 原 価		644,369
	売 上 総 利 益		184,695
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			47,354
	営 業 利 益		137,341
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		412	
受 取 配 当 金		20,792	
そ の 他		3,207	24,412
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		160	
そ の 他		793	953
	経 常 利 益		160,800
	税 引 前 当 期 純 利 益		160,800
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税		44,030	
法 人 税 等 調 整 額		(-) 2,140	41,890
	当 期 純 利 益		118,910

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										評価・換算 差額等 その 他有価証券 評価差額金	新 予 約	株 権	純 資 産 計	
	資本金	資本剰余金				利益剰余金				自己株式					合 計
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 本 金	合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (※)	合 計						
2020年4月1日残高	119,419	120,771	-	120,771	6,778	571,052	577,830	(-) 7,123	810,898	9,321	1,674	821,894			
当事業年度中の変動額															
剰余金の配当						(-)91,420	(-)91,420		(-)91,420			(-)91,420			
当期純利益						118,910	118,910		118,910			118,910			
自己株式の取得								(-)10,657	(-)10,657			(-)10,657			
自己株式の処分			627	627				5,167	5,795			5,795			
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)										11,492	25	11,517			
当事業年度中の変動額合計	-	-	627	627	-	27,489	27,489	(-) 5,489	22,628	11,492	25	34,145			
2021年3月31日残高	119,419	120,771	627	121,399	6,778	598,542	605,320	(-)12,612	833,526	20,813	1,699	856,040			

(※) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	特別償却 準備金	特定災害 防止準備金	固定資産圧縮 記帳積立金	研 究 立 積	費 配 当 平 均 積 立 金	土 地 圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
2020年4月1日残高	205	70	1,889	88	15	20	351,137	217,625	571,052
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								(-) 91,420	(-) 91,420
特別償却準備金の積立	15							(-) 15	-
特別償却準備金の取崩	(-) 74							74	-
特定災害防止準備金の積立		2						(-) 2	-
固定資産圧縮記帳積立金の取崩			(-) 32					32	-
当期純利益								118,910	118,910
当事業年度中の変動額合計	(-) 58	2	(-) 32	-	-	-	-	27,578	27,489
2021年3月31日残高	146	72	1,856	88	15	20	351,137	245,204	598,542

(百万円未満は切捨表示)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

信越化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 康 行 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越化学工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

信越化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 康 行 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越化学工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第144期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第144期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会及びその他の重要な会議にオンライン形式等で出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式等で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2021年5月24日

信越化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 本 博 明 ㊟

常勤監査役 小根澤 英 徳 ㊟

監査役(社外監査役) 福 井 琢 ㊟

監査役(社外監査役) 小 坂 義 人 ㊟

監査役(社外監査役) 永 野 紀 吉 ㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、長期的な観点に立って事業収益の拡大と堅固な財務基盤の維持に注力し、そうした経営努力の成果を株主の皆様にも適正かつ安定的に還元させていただくことを基本方針としております。

第144期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金140円 総額58,176,610,940円

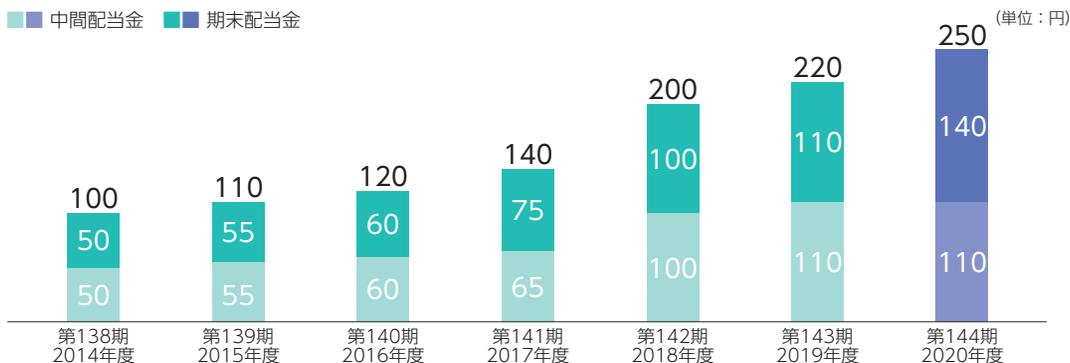
3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

なお、中間配当金として1株につき110円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は前期の220円に比べ、30円増の1株につき250円となります。

[ご参考]

1 株当たり配当金の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

経営環境の変化に即応できる体制として、現行定款第19条の取締役の定員を現在の26名以内から13名以内に変更し、現行定款第21条の取締役の任期を2年から1年に変更するものです。また、現任取締役の任期を明確にするため、附則を設けるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員) 第19条 当会社に取締役<u>26名</u>以内を置く。 第20条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 第22条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(定員) 第19条 当会社に取締役<u>13名</u>以内を置く。 第20条 (現行通り)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 第22条～第39条 (現行通り)</p> <p>附 則 <u>第21条の規定にかかわらず、2020年6月26日開催の定時株主総会で選任された取締役の任期は、2022年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、該当する取締役全員の任期満了後に、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役斉藤恭彦、上野 進、松井幸博、宮島正紀、Frank Peter Popoff、宮崎 毅、福井俊彦、笠原俊幸、丸山和政の9氏は、任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、今般、執行役員を設けることに伴い、本定時株主総会終結の時をもちまして、6名の社内取締役が辞任いたします。従って、本議案が原案どおり承認可決されますと、本総会終結時において、取締役総数は11名（社内6名、社外5名）となります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1 再任	さいとう やすひこ 斉藤 恭彦	代表取締役社長
2 再任	うえの すすむ 上野 進	専務取締役 新規製品関係担当、シリコン事業本部長
3 再任	フランク ピーター ポポフ Frank Peter Popoff	社外独立 取締役
4 再任	みやざき つよし 宮崎 毅	社外独立 取締役
5 再任	ふくい としひこ 福井 俊彦	社外独立 取締役

候補者
番号
1さいとう やすひこ
齊藤 恭彦
(1955年12月5日生)所有する当社の株式の数
25,600株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4 月	当社入社
1999年12月	Shin-Etsu PVC B.V. 取締役（現任）
2001年 6 月	当社取締役
2002年 6 月	常務取締役
2005年 6 月	専務取締役
2007年 7 月	代表取締役専務
2010年 6 月	代表取締役副社長
2016年 6 月	代表取締役社長（現任）

▶ (重要な兼職の状況)

SHINTECH INC. 取締役社長
Shin-Etsu Handotai America, Inc. 取締役社長

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

齊藤恭彦氏は、長年にわたり、米国の塩ビ事業をはじめ当社グループの国際事業の発展に寄与し、2016年6月に社長に就任してからは、グローバルな経営経験を活かし、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号
2うえ の すすむ
上野 進
(1943年5月24日生)所有する当社の株式の数
13,506株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4 月	当社入社
2005年 6 月	群馬事業所長
2013年 6 月	取締役 シリコン事業本部長（現任）
2015年 6 月	常務取締役
2016年 6 月	専務取締役（現任）
2020年 6 月	新規製品関係担当（現任）

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

上野 進氏は、製造分野における豊富な知見を有しており、長年にわたり、多様な製品を有するシリコン事業の拡大に取り組むとともに、新規製品事業を担当するなど、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号
3

フランク ピーター ポポフ
Frank Peter Popoff
(1935年10月27日生)

所有する当社の株式の数
31,600株

再任

社外取締役

独立役員

▶ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1987年12月	The Dow Chemical Company 最高経営責任者
1992年12月	同取締役会長
2001年1月	SHINTECH INC. 取締役（現任）
2001年6月	当社取締役（現任）

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ **社外取締役候補者の選任理由等**

Frank Peter Popoff氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は2001年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会最終の時をもって20年となります。この間、同氏は、独立した立場からの監督を十分に行ってまいりました。

また、当社は、米国、アジア、欧州など世界各地に事業拠点を設け、海外における事業展開を強力に推進しております。グローバル企業としての長い歴史を有する米国旧ダウ・ケミカル社においてCEOを務めた同氏の経営経験を活かした具体的な意見と助言は、当社が世界で事業を拡大し企業価値を高めていくうえで、極めて重要なものとなっております。

さらに、同氏は、役員報酬委員会の委員長を務めておりますが、これまでの在任中には、役員退職慰労金の廃止をはじめとする役員報酬体系の重要な改定を実施するなど、役員報酬制度の見地から適切なコーポレートガバナンスの構築に努めてまいりました。

当社といたしましては、引き続き、これらの助言及び監督を十分に行うとともに、適切なコーポレートガバナンスの構築に貢献していただけることを期待し、社外取締役候補者といたしました。

▶ Frank Peter Popoff氏は、2001年1月から当社子会社のシンテック社の非業務執行取締役に在任しております。

▶ 当社は、Frank Peter Popoff氏を(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員として届け出ております。同氏が取締役にも再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

候補者
番号
4

みやざき つよし
宮崎 毅
(1931年12月16日生)

所有する当社の株式の数
0株

再任

社外取締役

独立役員

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 3 月	三菱倉庫(株)代表取締役社長
1998年 6 月	同代表取締役会長
2003年 6 月	同相談役 (現任)
2004年 8 月	信越半導体(株)監査役
2007年 6 月	当社取締役 (現任)

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 社外取締役候補者の選任理由等

宮崎 毅氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は、グローバルな物流企業である三菱倉庫(株)での経営経験を活かし、企業経営者としての豊富な経験と卓越した知見に基づき、有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってまいりました。当社といたしましては、引き続き、これらの提言及び監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は2007年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって14年となります。

▶ 宮崎 毅氏は、2004年8月から2007年6月まで当社子会社の信越半導体(株)の監査役に在任しておりました。

▶ 当社は、宮崎 毅氏を(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員として届け出ております。同氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。

<p>候補者番号 5</p> <p>ふくい としひこ 福井 俊彦 (1935年9月7日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1958年4月 日本銀行入行 1994年12月 同副総裁 2003年3月 同総裁 2009年6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事長 キックマン(株)社外取締役</p> <p>▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>▶ 社外取締役候補者の選任理由等 福井俊彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。日本銀行総裁を務めた同氏は、世界の金融及び経済に関する卓越した知見と豊富な経験を活かした有益な提言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行ってまいりました。当社といたしましては、引き続き、これらの提言及び監督を行っていただくことを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は2009年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。</p> <p>▶ 当社は、福井俊彦氏を(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員として届け出ております。同氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。</p>
---	---

- (注) 1. 当社は、Frank Peter Popoff、宮崎 毅、福井俊彦の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、3氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者の再任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役福井 琢氏は、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

その候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

かがみ みつこ
加々美 光子
(1958年5月18日生)

所有する当社の株式の数
0株

新任

社外監査役

独立役員

女性

▶略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年4月 裁判官任官
1995年1月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
2004年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
2013年9月 加々美法律事務所パートナー弁護士（現任）

(重要な兼職の状況)

加々美法律事務所パートナー弁護士
㈱メディopalホールディングス社外取締役
相鉄ホールディングス㈱社外取締役

▶候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶社外監査役候補者の選任理由等

加々美光子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、法律家としての専門的な見地から社外監査役の職務を遂行し、当社のコンプライアンス体制の確保に貢献していただけることを期待し、候補者といたしました。なお、同氏は、慶應義塾大学大学院法務研究科教授、上場企業の社外取締役を歴任するなど、企業法務の分野において豊富な経験と知見を有しております。

▶加々美光子氏は、㈱東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 加々美光子氏が監査役に選任され就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。加々美光子氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

3. 加々美光子氏が社外取締役として在任している(株)メディパルホールディングスの子会社である(株)メディセオにおいて、独立行政法人地域医療機能推進機構を発注者とする医療用医薬品の入札で独占禁止法違反の疑いがあるとして、2019年11月に公正取引委員会による立入検査を受け、2020年10月に東京地方検察庁による捜査及び公正取引委員会による立入検査を受けました。同氏は、(株)メディパルホールディングスの取締役会において日頃から法令遵守、コンプライアンス保持の重要性に係る意見表明を行ってまいりました。また、同事実発生後、独立諮問委員会の原因分析、再発防止の意見を受けて、取締役会において再発防止策を策定し、コンプライアンス委員会の設置とともに同委員会の委員に就任して、再発防止策の実行状況、各種規程・ルール の制定、社内監査・モニタリング体制の再構築などを確認し、その実効性確保に努めました。

第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月27日開催の第131回定時株主総会において、年額25億円以内（うち社外取締役分は2億円以内）とご承認いただき現在に至っております。しかし、第2号議案及び第3号議案が原案のとおり承認可決されますと、定款上の取締役の定員が減員となり、支給対象の取締役も減少するため、取締役の報酬等の額を年額20億円以内（うち社外取締役分は2億円以内）に改定し、これらの金額の範囲内において当該事業年度に係る職務執行の対価として固定報酬である月例報酬及び業績連動報酬である賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、当社における役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告23頁から24頁の「①役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、上記の決定方針を変更することは予定しておりません。

本議案は、上記のとおり取締役が減員となることに伴うものであること、また、報酬等の額が改定された場合も当該方針に基づき報酬等が決定される仕組みとなっておりますことから、相当であると判断しております。

取締役の報酬等の額には、従来どおり、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものといたします。また、第6号議案において本取締役の報酬等とは別枠で、取締役に対するストックオプションの報酬等の額を年額7億5千万円以内とすることにつきご承認をお願いしております。

現在の取締役は21名（うち社外取締役5名）ですが、第3号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役5名）となります。

第6号議案 取締役に対するストックオプションの報酬等の額及び内容改定の件

当社は、2006年6月29日開催の第129回定時株主総会において、取締役に対するストックオプションとして発行する新株予約権と引換えにする払込みに充てるための報酬等の額を年額9億円の範囲内とすること及びその内容につき、ご承認いただき現在に至っております。

しかし、第2号議案及び第3号議案が原案のとおり承認可決されますと、定款上の取締役の定員が減員となり、ストックオプション付与対象の取締役（社外取締役は含まない）も減少するため、当該報酬等の額を年額7億5千万円以内に改定するとともに、中長期的な企業価値の向上に資するよう新株予約権を行使することができる期間を変更するものです。

また、「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」の施行により、取締役に対する報酬としての新株予約権の付与については、その具体的な内容につき、株主総会の承認を得ることが求められたことから、下記新株予約権の内容につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社における役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告23頁から24頁の「①役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針等」に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、上記の決定方針を変更することは予定しておりません。

本議案は、上記のとおり取締役が減員となることに伴うものであること、報酬等の額が改定された場合も当該方針に基づき報酬等が決定される仕組みとなっていること、さらに、本新株予約権の行使価額は、下記のとおり割り当てに係る取締役会決議日時点の当社株式の時価を上回る水準となるように設計するなど、職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株主価値向上に資するインセンティブとなるよう定めておりますことから、相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は21名（うち社外取締役5名）ですが、第3号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役は11名（うち社外取締役5名）となります。

発行する新株予約権の具体的な内容は、下記のとおりであります。

記

1. 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数 4,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に発行する新株予約権の総数の上限とする。

目的である株式の種類及び数

当社普通株式400,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。）又は株式併合等を行う場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割若しくは株式併合又は時価を下回る価額による新株式の発行若しくは自己株式の処分（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）等を行う場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行う（調整による1円未満の端数は切り上げる。）。

3. 新株予約権を行使することができる期間

割当日の2年後の応当日の翌日以降から割当日の7年後以内の期間

4. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

5. 新株予約権の取得の条件

①当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、取締役会決議に基づき当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議により定める。

第7号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の幹部従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の幹部従業員に対して、以下に記載の要領により、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

2. 委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数の上限

3,500個を上限とする。

（新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式350,000株を上限とし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。）

(3) 新株予約権の払込金額の要否

金銭の払込みを要しない。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の2年後の応当日の翌日から割当日の7年後以内の期間

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契

約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の条件

上記(8)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以上

定時株主総会会場ご案内図

(ご出席の皆様へのお土産はございません。)



会場

大手町プレイス

イーストタワー2階
大手町プレイス
カンファレンスセンター

東京都千代田区大手町
二丁目3番1号

交通のご案内

- 地下鉄
大手町駅「A5出口」
..... 徒歩約2分
丸ノ内線 **半蔵門線**
- 地下鉄
大手町駅「B3出口」
..... 徒歩約3分
東西線
- JR
東京駅「丸の内北口」
..... 徒歩約7分

◎本総会専用の駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご了承ください。

お問い合わせ等がございましたら、下記の番号にご連絡ください。
電話 (03)3246-5011 (総務部-ダイヤルイン)

信越化学工業株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル

